

# 宇和島市戸籍情報・戸籍附票システム更新及び運用保守業務仕様書

## 1 目的

本業務は、宇和島市（以下「甲」という。）が、「戸籍情報システム」及び「戸籍附票システム」の標準準拠システムへの移行に際して、利便性が高く、コスト面を含め長期にわたり継続使用が可能な信頼できるシステムベンダー（以下、「乙」という。）を採択することにより、システムの安定稼働及び戸籍業務の正確性・安定性の担保、市民サービスの維持向上を図ることを目的とし、本仕様書にてシステム等の調達及び運用保守の内容を定めるものである。

## 2 業務概要

### （1）業務委託期間

#### ①宇和島市戸籍情報・戸籍附票システム更新業務

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### ②宇和島市戸籍情報・戸籍附票システム運用保守業務

令和9年3月15日～令和14年3月31日まで

### （2）基本情報

本業務を取扱う上での前提となる基本情報は以下のとおりである。

人口数（令和7年12月1日現在）	65,551人
現在戸籍及び附票（令和7年12月22日現在）	46,482戸
平成改製原戸籍（令和7年12月22日現在）	60,338戸
除籍・改製原戸籍（令和7年12月22日現在）	129,815戸
本籍人口数（令和7年3月31日現在）	103,483人
令和6年度	年間事件数 新戸籍編製数 全部除籍数 附票異動数
	4,258件 336件 1,148件 3,988件
電子情報処理組織による戸籍事務	メーカー：富士通Japan 株式会社
プログラム	MICJET V4.1

令和7年12月1日現在の端末・生体認証器・プリンター・スキャナーの台数は以下の通りである。

設置場所	クライアント端末	生体認証器	プリンター	スキャナー
本庁市民課	13台	6台	6台	2台
市民サービスセンター	2台	1台	1台	0台

吉田支所	2台	1台	2台	0台
三間支所	2台	1台	2台	0台
津島支所	2台	1台	2台	0台
宇和海支所・各出張所	0台	0台	4台	0台
合計	21台	10台	17台	2台

※プリンターに関しては、基幹システム等と併せて使用する複合機を含む。

### 3 基本要求事項

- (1) 提案するシステム及び調達するハードウェア等については、「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準（平成6年11月16日付法務省民第二第7002号通達）」（以下、「法務省民二第7002号通達」という。）を満たすものであること。
- (2) 提案するシステムの非機能要件に関しては、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】」を満たすものであること。要件を満たさない場合には相応の代替手段が明確化されていること。
- (3) 令和3年施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び令和6年12月24日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に則り、下記の標準仕様書に準拠したノンカスタマイズパッケージシステムを導入すること。また、稼働日までの機能実装が困難な場合においても稼働年度中の機能実装を想定し当該仕様書に対応するための改修費用をシステム導入費に含むこと。

システムの名称	標準仕様書
戸籍情報システム	戸籍情報システム標準仕様書
戸籍附票システム	戸籍附票システム標準仕様書
人口動態調査事務システム	人口動態調査事務システム標準仕様書
火葬等許可事務システム	火葬等許可事務システム標準仕様書

- (4) 上記システム標準仕様書の改訂及び法務省通達等を含む軽微な制度改正については、戸籍業務に支障をきたす場合は原則、無償で対応すること。ただし、法制度の新設あるいは抜本的な改正に伴い、通常のバージョンアップでは更新が実施できない規模の大幅な変更が必要であると合理的に判断されるシステム改修が必要とされる法改正等の対応についてはこの限りではない。

- (5) システムのセキュリティに関しては、宇和島市情報セキュリティポリシー及び総務省策定「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令

和7年3月版)」を遵守し、リスク対策を行ったシステムを提供すること。

- (6) システムの構成は、ガバメントクラウドの活用又は独自クラウドの活用とすること。  
なお、独自クラウドを活用する場合は他自治体において、ガバメントクラウド同等であることが国に認められた実績を有していること。
- (7) 適切にデータバックアップを取得し、障害等によりデータが破損・喪失した場合にもバックアップから復旧できる対策を講じること。
- (8) ガバメントクラウド又は独自クラウドへの接続回線は専用線とし、冗長構成を取るなど回線障害時にサービスが停止しない対策を講じること。  
なお、通信帯域については、全クライアント端末が同時使用した場合でも遅延なく利用できる帯域を提案すること。
- (9) システムの稼動率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関するサービスレベル保証（SLA）を明示するとともに、システム全体の保全性及び信頼性を確保するための対策を講じること。
- (10) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び、宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）及びその他関係法令並びに別紙の個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき、適正に管理し取り扱うこと。

#### 4 業務内容

本仕様書で定める業務は以下の通りである。

- (1) システム構築業務
- (2) 現行システムからのデータ移行業務
- (3) ハードウェアの調達・設定業務
- (4) ソフトウェアの設定
- (5) 各種サポート・保守に関する業務

#### 5 システム構築業務

- (1) システム化の範囲
  - ①戸籍情報システム
  - ②戸籍附票システム
  - ③平成改製原・附票システム

- ④戸籍副本データ管理システム
- ⑤民刑事務管理システム（犯歴管理システム）
- ⑥各種システムの操作性・使いやすさを高めるシステム
  - (例) 文字検索システム、住所辞書機能、操作・発行履歴等の管理機能等
- ⑦その他
  - ・人口動態関連
  - ・埋火葬等許可
  - ・相続税法 58 条の 2 通知関連
  - ・支援措置、本人通知制度関連

## (2) システムの基本条件

- ①乙はシステム開発業者と同一であること。
- ②品質、安定性、可用性等の観点から独自の戒能開発（カスタマイズ）を要しない標準パッケージシステムであること。
- ③システムは、端末側にプログラム及びデータが残らないシステム構成（Web 方式等）であること。
- ④システム稼働時間は、年末年始を含む午前 8 時から午後 9 時までを確保すること。

## 6 現行システムからのデータ移行業務

### (1) 現行システムベンダーとの協議

乙が現行システムベンダー以外となった場合、乙は、データ移行作業に係る仕様・作業工程・スケジュールなどについて、主導的な立場で甲及び現行システムベンダーとの間で協議の場を設けること。

### (2) 移行対象データの範囲

移行対象データの範囲は以下の範囲とする。稼働日前日までのデータを反映させること。

- ①現在戸籍・附票データ
- ②戸籍電算化以降の除籍データ
- ③除籍・改製原戸籍データ（イメージデータ及び見出しデータ）
- ④平成改製原戸籍・附票データ（イメージデータ及び見出しデータ）
- ⑤個人状態データ
- ⑥受付データ（現行システムの稼働以降のデータ）
- ⑦事件表
- ⑧在外選挙人データ

※その他、上記の範囲にないデータについては、過去の移行実績を基に甲と協議の上、対応・検討すること。

### (3) データ移行作業

- ①現行システムから新システムへのデータ移行を正確に行うこと。
- ②データ移行に際しデータ変換が必要となる場合は、現行システムからのデータ抽出作業は現行システム業者にて中間ファイルに出力を行うものとし、乙は出力された中間ファイルよりデータを取り込むものとする。
- ③中間ファイルの仕様については、「法務省民二第7002号通達」「戸籍情報システム標準仕様書」に基づくファイル仕様とする。
- ④現在戸籍・附票（電算化後の除籍データ含む。）を移行又は変換する作業において、甲乙で事前にデータ移行の方針を決定の上、方針に沿ったデータ移行を行い、データ移行結果の報告を行うこと。
- ⑤除籍・改製原戸籍及び平成改製原戸籍・附票のイメージデータを移行又は変換する作業において、甲乙で事前にデータ移行の方針を決定の上、方針に沿ったデータ移行を行い、データ移行結果の報告を行うこと。
- ⑥作業開始から新システム稼働までの間に新システムにおける戸籍異動滞留分が発生した場合、追いかけ入力処理について、届書の入力から読み合わせ照合までのすべての作業を実施すること。
- ⑦現行システムで使用している文字（文字のデザイン及び文字コード）の変更及び同定作業については、原則として乙の責任にて行い作業を実施し、リストを提出すること。
- ⑧データ移行作業の過程で疑義が発生した場合は、書面により速やかに甲に報告すること。

### (4) 戸籍データ等の保管

- ①乙は、甲より借用したデータに関し、漏洩や紛失、盗難等がないように厳重に管理できる場所に保管すること。
- ②甲より借用したデータの保管は、耐火構造であり施錠が可能な保管庫に保管すること。
- ③保管庫の管理においては、管理責任者を配置し、その者が施錠等一切の管理を行うこと。

### (5) 戸籍データ等の授受及び搬送

- ①乙は、戸籍データ等の授受に従事する者を指定し、事前に甲に対して報告し、甲の承認を得なければならない。

②乙は、戸籍データ等の搬送にあたっては、施錠できるケースに収納し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。

(6) 作業の進捗報告

①乙は、甲の求めに応じて、作業の進捗状況を書面で報告すること。

②乙は、甲の求めに応じて、戸籍データの移行作業場所の視察に応じること。

(7) 納期の厳守

納期に遅延が生じないよう、厳正な工程管理・進捗管理を行い、甲が指定する作業期間内に実施すること。

(8) 戸籍データ等の廃棄

①乙は、本事業が終了したとき、使用済となった個人情報等を判読不能かつ再生又は再利用できない状態にすること。

②乙は、本事業が終了したとき、戸籍データ等の廃棄証明書を提出すること。

③乙は、甲の求めに応じて、戸籍データ等を廃棄する際の立会に応じること。

## 7 ハードウェアの調達・設定業務

(1) ハードウェアの調達台数

本事業において調達するハードウェアの台数は次のとおりである。

設置場所	調 達 台 数			
	クライアント端末	生体認証器	プリンター	スキャナー
本庁市民課	12台	6台	0台	2台
市民サービスセンター	2台	1台	0台	0台
吉田支所	2台	1台	0台	1台
三間支所	2台	1台	0台	1台
津島支所	2台	1台	0台	1台
宇和海支所・各出張所	0台	0台	0台	0台
合計	20台	10台	0台	5台

(2) ハードウェアの調達方法・各種要件

①ハードウェアに関しては、原則として乙の責任の下、調達したものを各設置場所に設置するものとする。

②クライアント端末は、デスクトップPCとし、スペック・OS等については、提案するソフトウェアの動作保証が取れている機器のうち、導入時における最新の機器とすること。

- ③プリンターについては、原則として、既設のプリンター・複合機を使用する。また、宇和海支所及び蔵渕出張所、戸島出張所及び日振島出張所の複合機に、本庁市民課に設置のクライアント端末から各種証明書を発行できるようにすること。
- ④スキャナーについては、A3サイズの届書の取り込み可能なものとする。
- ⑤システム本稼働後、保守サポートが受けられることとする。

## 8 ソフトウェアの設定業務

- (1) 導入するソフトウェアは、戸籍情報システム標準仕様書及び、戸籍附票システム標準仕様書に準拠し、甲が指定する戸籍関連事務全般を処理できる標準パッケージソフトとすること。
- (2) システムへのアクセス権については、操作する職員ごとに処理単位、証明書の種別の単位でアクセス権限が設定できること。
- (3) 導入するソフトウェアには、コピー防止対策機能が実装されていること。

## 9 各種サポート・保守に関する業務

- (1) 導入時サポート体制
  - ①システム稼働前に、使用する職員に対して操作研修を実施すること。  
また、講師については専門知識を有した乙の従業員（以下、「戸籍専用インストラクター」という。）がオンラインではなく本市に赴いて実施すること。
  - ②戸籍専用インストラクターは、システム稼働前後3週間のうち、10日以上は本市に常駐すること。
  - ③乙は甲に対して事前に研修・常駐計画を提示すること。
  - ④職員の操作研修を兼ねた新規システムへの異動滞留分の追いかけ入力は行わないこと。
  - ⑤法務局提出書類の作成支援及び法務局提出用の媒体による副本作成を実施すること。

### (2) 運用サポート体制

- ①戸籍業務の運用をサポートするための電話問い合わせ窓口（以下、「コールセンター等」という。）を設置していること。
- ②コールセンター等の体制は以下の要件を満たしたものであること。
  - ア 戸籍業務に関する問い合わせのほか、システム運用における障害が発生した場合、ハード障害・ソフト障害の区別なく、本市からのすべての問い合わせに対して対応できる窓口であること。

- イ 土・日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日の午前9時から午後5時まで対応できること。
- ウ 通信形態はフリーダイヤルとし、通信経費は乙の負担とすること。
- エ 戸籍情報連携システムとの連携に関してもサポートを実施すること。
- オ 架電が集中する年度当初・法改正時などの時期においても、甲からの問い合わせに対し甲の業務に支障を及ぼさないよう、代替手段を含めた適切な体制で迅速に対応できること。
- ③コールセンター等の対応時間外にも職員が利用可能なオンライン型のFAQを備え付けること。
- ④システム管理者向け及び操作者向けの操作マニュアルを提供すること。  
操作マニュアルは、法改正等に係る機能改善・バージョンアップに対応し、その都度改訂し、提供すること。

#### (3) ハードウェア・ソフトウェアの運用サポート・保守体制

- ①本事業において受託者が調達したハードウェアに対し、稼働後60カ月間は安定した保守サービスを提供すること。
- ②障害発生時の対応については、以下の通りとすること。
- ア 迅速な対応が可能な体制を構築し、開庁日の運用に支障を来さぬよう監視・対応すること。
- イ S E・保守サービス員等がシステムを確認し、障害発生原因の調査・特定・対応を実施すること。
- ウ 障害箇所の修理及び部品交換、動作確認を実施すること。
- エ ハードウェアの保守実施時は、甲の承諾を得て実施し、作業実施後に作業報告書を提出すること。
- ③法改正に伴うソフトウェアの改修については、原則施行期日までに対応すること。  
なお、費用については甲の予算スケジュールを加味して必要に応じて案内を行うこと。
- ④法改正を伴わない機能改善については、原則年1回運用費用内で対応すること。
- ⑤住所辞書データは、乙が運用費用内で更新等の対応を行うこと。
- ⑥ウイルス対策ソフトは定期的に最新のものに更新を行うこと。

#### (4) 大規模災害等発生時のサポート体制

- ①乙は甲の窓口が被災した場合のサポート体制・対応策について提示すること。
- ②乙は、自社のデータセンター・コールセンター等を含む主要サポート拠点が被災した場合や、新興感染症等のパンデミック発生により、サービスの継続が困難になった場合の対応策について提示すること。

③乙は、通常のサービスの継続が困難になった場合には、本市に速やかに報告とともに、復旧の見込み・代替対応案をあわせて示すこと。

## 10 他システムとのデータ連携

### (1) 法務省戸籍情報連携システム

①甲が管理している戸籍データ等を、法務省の管理する戸籍情報連携システムへ送信するために、戸籍システムから事務内連携サーバーへ自動的に正確に送信できる機能を有すること。

②戸籍サーバーから事務内連携サーバーへのデータ転送は、ネットワーク連携方式で構築すること。また、その場合、ネットワーク連携をする際に必要な装置・機器等も考慮すること。

### (2) 住民基本台帳ネットワーク

①住民基本台帳ネットワークCSと連携し、附票記載が発生した際のデータ送信を可能とすること。

②住民基本台帳ネットワークから送信される住民基本台帳法第19条1項通知データ他、各種通知データを取り込み附票に反映できること。

### (3) コンビニ交付サービス

甲において、コンビニ交付サービス（キオスク端末からの戸籍証明書の発行）は未導入であるが、将来的な導入の可能性を踏まえ、対応できるシステムであること。

## 11 制度改正等に伴う仕様の変更

業務委託の内容において、制度改正や取扱い方法の変更（関係法令や規定の改正等による取扱方法の変更）等により、仕様の変更が生じる場合は、甲乙が協議の上、合理的な範囲で取扱い及び仕様を変更するものとする。

## 12 その他

### (1) 各業務の概要・甲の意図を十分に考慮の上、業務の適正な遂行にあたること。

### (2) 各業務の確実に遂行できるスケジュール・体制の構築を図ること。

### (3) 乙は、甲の信用を失墜させる行為を行ってはいけない。

### (4) 今回導入するシステムの利用を終了する場合は、甲の指示に従い、データ移行作業等業務引継ぎに必要な作業について誠意を持って対応すること。

- (5) 本仕様書への対応が困難な場合は、その旨及び理由を提案書に記載すること
- (6) 本仕様書に記載していない事項又は、疑義が生じた事項については、甲乙が協議の上決定する。